

過誤申立ての際の留意点について

○国保連の審査を終えて、給付決定しているものでなければ、過誤申立ての処理はできません。

過誤申立ての前に、給付決定しているものであるかどうか今一度ご確認ください。

○以下については誤り等が多くなっておりますので、提出前に再度ご確認ください。

- ・事業所番号が正しく記入されていること
- ・過誤の対象となっている方が、江戸川区の被保険者であること
- ・サービス提供月欄の年が西暦で記入されていること
- ・申立事由欄は、「算定誤り」、「実地指導」、「給付適正化」のいずれかが記入されていること

○申立事由コード欄は、（コード1）と（コード2）を組み合わせた4桁の数字を記入してください。

（コード1）様式番号（上2桁）（明細書の様式番号とは異なっているので注意が必要です。）

		様式番号	様式名称	
① 介護給付（要介護者）	居宅サービス	10	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ ・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハ ・福祉用具貸与・夜間対応型訪問介護 ・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護	
		21	短期入所生活介護	
		22	介護老人保健施設における短期入所療養介護	
		23	病院又は診療所における短期入所療養介護	
		30	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	
		32	特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	
		34	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	
		40	居宅介護支援（サービス計画費）	
		サービス施設	50	介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
			60	介護老人保健施設
70	介護療養型医療施設			
② 予防給付（要支援者）	介護予防サービス	11	介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護 ・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ ・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護	
		24	介護予防短期入所生活介護	
		25	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	
		26	病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護	
		31	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	
		33	介護予防特定施設入居者生活介護・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		35	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）	
		41	介護予防支援（サービス計画費）	

（コード2）申立事由番号（下2桁）

申立理由番号	様式名称
02	算定誤り（以下のもの以外の事業所の誤りによる給付実績の取下げ）
42	給付適正化（給付適正化による実績の取下げ）
99	実地指導（東京都その他の指導検査による実績の取下げ）